

# ロバート・ピールとカトリック解放

村岡健次

【要約】 ロバート・ピールについての評価は、当時においてもそれ以後においても、毀誉褒貶あいなかばずるようである。すでに彼の在世中から、誠実な人、稀に見る有能な政治家といったユーロジョーから、独裁者的で洞察力に欠ける、いや裏切者だという酷評まで、彼の評価はさまざまであった。さすがに後世の史家で、彼を裏切者とときめつける者はないが、それでも、保守主義の實際家として高く評価するガッシュから、その洞察力の欠如を難するセシルまで、彼の評価はあいかわらず二つに分れている。そして、こうなる原因が、周知のように彼の二回にわたる「背信的行為」、つまり、一八二九年のカトリック解放と一八四六年の殺物法廃止にあったのはいうまでもない。この二つの重要な国策決定に際しての彼の行動は、少くとも外見的には、背信の非難を招くのに十分なものであった。彼は、一國の内相ないし首相として、それまでの反対の態度から突如賛成の立場にまわり、両法案の下院通過を指導したからである。だが、ピールのこれらの行為は、はたして背信であったのか。本論は、問題を主としてカトリック解放にしぼり、一九世紀初期の政治環境との関連でピールの思想を分析しようとしたものである。史林 五〇巻六号 一九六七年一月

一

イギリスにおけるカトリック解放は、一八二九年に上下両院を解放法案が通過することによって実現を見た。実現に導いた最大の力は、オコンネルが指導するアイルランドの宗教的、というよりはむしろ民族的な大衆運動で、伝統的な国家制度と国教会を遵守するイギリス議会在が、この連

動の前に譲歩したからであった。その意味で、カトリック解放は、一八三二年の議会改革、一八四六年の殺物法廃止などととも、イギリス近代化への一里程碑であることは疑いない。カトリックは、かれらがただカトリックであるというだけの理由で上下両院から閉め出され、また国家の官職にもつくことができないでいた。<sup>①</sup>一八二九年のこの事件は、一七世紀以来の宗教にからむ古臭い規制を打破した

ものだったからである。

しかしながら、現代から振り返って、巨視的に以上のよう  
に意義づけられるこの事件も、一八二九年の解放にい  
たるプロセスに踏み込んでみるなら、むしろ、しかく簡単  
ではない。一見して察せられるように、この出来ごとは、  
議会改革や穀物法廃止などは、違ったファクターを秘め  
ている。つまり、この問題は、議会改革や穀物法問題ほど  
には、産業革命や社会の資本主義化といった一九世紀の史  
的動因と直接的な相関関係を持たないのである。が、その  
かわり、カトリック解放には独自の歴史的諸側面があった。  
第一は、宗教問題としての側面で、この事件は、宗教的信  
条が人々を分け、不和对立を生み出すという契機に深く根  
ざしていた。第二は、アイルランド問題としての側面であ  
る。すでに当時からそういわれ、また後の歴史家すべて  
が認めたように、まさしく「カトリック解放の本質はアイ  
ルランド問題」であった<sup>②</sup>。このことは当初に述べたことか  
らも明白であろう。アイルランドの大衆的な民族運動がな  
ければ、一八二九年という時点でのカトリック解放は絶対  
にありえなかつたのである。

しかし、本論は、カトリック解放にまつわる独自の性格  
には触れず、もっぱらこの事件を一九世紀イギリス政治史  
の文脈に置き、一八二〇年代における政治と政治思想の解  
明にむけられている。これは、少なからず筆者の好みによ  
ってはいるが、それなりの理由がないわけではない。とい  
うのは、カトリック解放は、なぜ、一八二九年という時点  
に実現されたのか、というすぐれて歴史的なアプローチに  
立つ時、この実現に参集したファクターは、アイルランド  
の運動を抜きがたい一与件として認めてしまえば、あとは  
概して政治的なものであり、宗教的動機とは無関係だから  
である。なるほど、アングリカニズムがイギリス国教とし  
て確立されており、「国家と教会」という理念がなお政界  
に支配的であつたかぎり、イギリスの与論なり、上下両院  
における議員の行動が、この公準で少なからず左右された  
のは疑いない。しかし、それにもかかわらず、カトリック  
解放が実現されたのはなぜかといえ、それはすぐれて政  
治的配慮からであつて、宗教的寛容の精神はまず無縁であ  
つた。この点で諸家の見解は一致している、といつてよい  
のである。むしろ、カトリック是か非かの論争は社会に横

溢していたけれども、それは、最近の一研究者の言に従うなら、「偏見は理性によっても追いつくことができない」ということの恰好な例証<sup>③</sup>となったにすぎず、「カトリック解放論争は寛容のセオリーにほとんどプラスすることなく終って」しまった<sup>④</sup>。寛容の精神どころか、イギリス人は、国教会聖職者はいわずもがな、一八世紀以来の信仰復興運動、メソジスト諸派、また、いわゆる非国教徒<sup>ディセンテグイズ</sup>、それに一般大衆も、概していえばすべて頑強な反カトリック、反ローマ主義者であった<sup>⑤</sup>。議会について見ても、まず上院は、最後にはいやいやながら開城したものの、断固としてカトリック解放に反対し続けた。下院は、一八二〇年代には、解放賛成派が過半数を制したが、大部分の議員について、賛成した動機に宗教的寛容の態度を識別することが困難であった<sup>⑦</sup>。かれらの論拠は、総じて(1)国家の憲法は時代とともに変わるものであり、一六八八年の体制(「名誉革命」)は永遠のものではありえない、(2)一七世紀から一八世紀にかけて現われたカトリック列強のイギリス侵寇は現在では非現実的である、(3)カトリック解放を実現しないかぎり、アイルランド統治の困難は解消しない、という実質的なもの

であり、ある議員などは、カトリック解放に賛成する一方、カトリック信仰については、「神の言葉の穢らわしき冒瀆<sup>⑧</sup>」とさえ極めつけていたのである。要するに、一八二九年のカトリック解放は、一史家の言葉を引用していえば、「寛容の産物でもなければ、寛容の促進にもはっきりした影響を与えもしなかった。それはただまったく現実政治の一行為だった」のである<sup>⑩</sup>。

というような次第で、本論は、カトリック解放を政治史上の一事件として考察するわけだが、それに先立ち、問題の所在を明らかにするため、次に、カトリック解放について、最少限度の歴史的な説明を加えておこう<sup>⑪</sup>。

イングランドでカトリック解放の議会闘争が始まるのは、一七七〇年代であるが、それが、アイルランドとの関連で議会の主要な論題の一つとなり出したのは、一七九〇年代、特に、イギリスが革命フランスと戦火を交えるにいたった一七九三年からであった。この年、首相ピットは、カトリックが大多数を占めるアイルランドの存在を危惧して、かれらにイングランドのカウンティ選挙資格(年四〇シリングの自由土地保有)を与えることで、かれらのイングラ

ドへの忠誠を確保しようとした。しかし、この護歩ではずみがついたアイルランド・カトリックの解放運動は、フランスの扇動もあって、一七九八年には農民の大叛乱を誘発し、ついに一八〇〇年、アイルランド合同法が成立して、ダブリン議会は、ウェストミンスターイギリス議会に統合されることになった。こうして、カトリック問題の解決は、以後、まったくイギリス議会の肩にかかることになるわけである。イギリス議会内の状況とカトリック解放との関係は、いささか複雑で次節に譲るが、少くとも、グレイを中心とするいわゆるウィッグが一貫して解放を強調したのにたいし、いわゆるトーリーが終始、解放反対を表明し続けたことは明々白々たる事実であった。ところがカトリック解放が実現された一八二九年の事態はバラドキンカルで、反対のはずのウェリントン・ピール内閣（トーリー）が、解放案を議会上程し、議会審議の全般にわたって、終始リーダーシップを握ったのである。この事態は、たとえ当時の議会内状況がどのようなものであったにせよ、とにかく正常なものではなかった。二人の指導者、ウェリントンとピールは、変節と極めつけるトーリー内部からの激

しい非難に耐えねばならなかったし、また、党指導者の態度変更は、カトリック解放問題が即トーリーの性格自体を決する大問題になっていたことのために、トーリー陣営の分裂と混乱を引き起さずにはおかなかった。しかしながら、異常な事態は、新たな正常な状況への第一歩となりうるのである。大体、一九世紀にはいって、社会全体が、産業革命の進展とともに、大きく変り始めていた。フランス革命の抑圧という国家方針の下に結集し、ほぼ一代をリードしたトーリー主義そのものも、ただいたずらに伝統を尊び、革命的、革新的思想に反対していたのでは済まされない時代が到来していたのである。そしてカトリック解放は、そのようなトーリー主義を近代化させる一つの契機となった。もとより、それは、あくまでも一つの契機でしかなかった。というのも、われわれは、一七年後の一八四六年、穀物法廃止をめぐって、首相ピールが、ふたたび一八二九年とまったく同じ事態に身を置いているのを見るからである。この時、彼は、党の意向を無視して、従来からの穀物法容認の態度を一擲し、保守党党首でありながら、穀物法廃止法案の議会通過を指導した。こうして、周知のように、保守

主義者ピールは、一八四六年にいたって、ついに自由貿易  
 に行き着くのである。<sup>①</sup>

さて、右に述べたことから知れるように、一九世紀前  
 半のトーリー主義と保守党のあり方が、ロバート・ピール  
 によって代表されるということは、恐らく異存のないこ  
 ろであろう。本論の意図はピールの行動に焦点を合わせつ  
 つ、一八二〇年代の政治と、それに対応した彼の思想を分  
 析することにある。その際、論点が、一八二九年のカトリ  
 ック解放における彼のパラドキシカルな行動に絞られてい  
 くのはいうまでもない。より具体的にいえば、問題となる  
 のは次の二点である。

(1)ピールは、彼が下院議員になった一八〇九年以来、カ  
 トリック解放には断固反対で、一八二〇年代には、解放反  
 対の総帥と目されるにいたっていた。ところが、この彼が、  
 一八二八年にはウェリントン内閣に参画し、こともあろう  
 に、同内閣の下院における政府リーダーとして、自からカ  
 トリック解放法案を上程したのである。これは一体なぜで  
 であろうか。大体、カトリック解放を強力に支持してきたの  
 はウィッグであったのだから、ウィッグが内閣を構成して

この法案を上程するというのが物の道理というものであつ  
 た。反対の旗幟を高々と掲げていたピールなぞ出る幕では  
 ないはずなのである。それなのに、どうしてそうならなか  
 ったのか、という問題。

(2)第二は、ピール自身にかかわる問題で、彼の一八二九  
 年における行動は、彼のどのような思想によって支えられ  
 ていたのか、というものである。まずは(1)の方から検討す  
 ることにしよう。

- ① カトリック解放前夜におけるカトリックへの諸規制については、  
 B. Ward, *The Eve of Catholic Emancipation*, 1911, pp. 1-10 を見  
 よ。カトリックを上下両院から排除した法律は、一六七三年と一六七  
 八年の審査律であった。もちろん、カトリックに加えられた規制はこ  
 れだけではなく、そのほかに、王政復古後、あいついで施行された周  
 知の刑罰法 (Penal Laws) があつた。しかし、刑罰法の規制は、一  
 八二九年までにはその多くが廃止され、また廃止されないものでも、  
 その実効力はほとんど失われてしまつていた。なお、審査律について  
 は、*English Historical Documents*, Vol. VIII, 389-394 を参照。
- ② この表現は、古くは、例えば、ピールの演説に散見される。また、  
 新しいところでは、例えば、G. I. T. Machin, *The Catholic Que-  
 stion in English Politics 1820-1830*, 1964, p. 1. に見えてくる。
- ③④ U. Henriques, *Religious Toleration in England 1787-1833*,  
 1961, p. 138.

⑤ もっとも、次の二人の人物は例外であつた。一人はノリッジの司教、

ヘンリー・バサースト、他の一人は著名なシドニー・スミスである。  
(Ibid., pp. 161-165)

⑥ ここで、キリスト教諸派と一般大衆のカトリック解放に対する態度を一瞥しておこう。まず国教会聖職者であるが、かれらが反カトリックであったことはいうまでもないであろう。一八二〇年代には、まだオックスフォード運動への傾斜はなかったのである。次はノン・コンフォーミストだが、かれらの態度は一律に規定することができない。このうちウエズレーに連なるメソジスト諸派は、カトリック解放に対しては、不寛容の態度を強く打出した。福音伝道主義者については、その代表的な人物は、ハナ・モア以下、ほとんど反カトリックであったが、議会に席を占めたものは、ウィルバークフォースをはじめ、概してカトリック解放には賛成票を投じた。プロテスタントの非国教徒も一定しないが、大まかにいえば、聖職者が、寛容の精神から賛成の側に立ったのに対し、一般信徒は、反カトリックの態度を固持した、ということになるだろう。

イギリス一般大衆についていえば、その大部分が一九世紀になっても、伝統的に反教皇主義 (no popery) の意識に浸っていたのは明らかであった。その存在は一八二〇年代においても、一七八〇年のモードン一揆が示したように、カトリック解放問題において、常に潜在的な危機を構成していたのである。だが、この一般大衆の意識は、ついにカトリック解放とは結びつかなかった。ヘクスターによれば、一般大衆の感情は、「*ヘイルランド人*」、『*カトリック*』と聞くと、ただ無性に嫌悪の情をもよおす「衝動的なもので、「教世紀という大地に根を下したへ急進的な無関心」とでもいうべきものであった。それは「古い、古い休火山」のようなもので、時間が経つあいだに、「モードン一揆時代のモブの精神を燃焼しつくすか、ないし、別の怒り、憎しみに代置されてしまった」のである。ウルトラ・トーリーのブランツヴィ

ク・クラブは、なんとかこの火をかき立てて、カトリック解放反対に動員しようとしたが、ついに成功しなかった。ところが一方、オコンネルは、*アイルランド*で、カトリック農民の火を燃え上らせるのに成功した。そして、この力が、カトリック解放法案成立のイマ・ヘネルキーとなったのである。なお以上の叙述は、主として J. H. Hexter, *The Protestant Revival and the Catholic Question in England 1778-1829* (The Journal of Modern History, Vol. 3, 1936) に基づいた。ランシウィック・マシンに引く Machin, op. cit., pp. 131-156 を参照。

⑦ 「国家と教会」を信奉するトーリーについては、いうまでもないが、ウィックとて、宗教的寛容の態度は稀薄であった。かれらは時に、カトリック解放を自然権思想に結びつけたが、大勢は、国家と教会の結びつきを漸進的に弱めていくのが、いという便宜主義であった。G. F. A. Best, *The Whigs and the Church Establishment in the Age of Grey and Holland* (History xlv, No. 154, 1960), p. 109 et passim.

⑧ Machin, op. cit., pp. 16-19.

⑨ Ibid., p. 194.

⑩ 注意点 H. W. Davis, "Catholic Emancipation", Cambridge Modern History X, 1907 は比較的に類だが、要された説明を与えていない。

⑪ 第三節、註③を参照。

## 二

一八二九年にピールをしてバラドキシカルな行動を取ら

しむにいたらせた要因としては、次の二つが考えられる。その第一は、その年におけるアイルランドの情勢であり、第二は一八二〇年代のイギリスに固有な政府の状況であった。

### 1 アイルランドの情勢

前節にも寸言したように、アイルランドの情勢は、本論にとつて、素通りはできないが、あくまでも一つの与件であった。したがって、アイルランドのカトリック解放運動史には立ち入らない。要は、一八〇〇年の合同以後も、この運動は執拗に続けられ、そのために、カトリック解放が常時イギリス議会の主要な一問題になっていたということである。すでに一八〇一年におけるピット内閣の辞職<sup>①</sup>、一八〇七年における「人材」内閣の崩壊<sup>②</sup>、一八二二年、一八二五年、一八二七年の三回にわたるリヴァプール内閣の危機ないし分裂<sup>③</sup>は、すべてカトリック解放問題をその因としていた。カトリック解放が一八二九年まで引き延された一つの原因は、アイルランドの運動が恒常的なイギリス政治への圧力であったにもかかわらず、イングランドのカトリック解放支持勢力(ウィッグ議員団とイングランドのカト

リック)とアイルランドの運動が、その方策について反目し合い、運動のエネルギーを効果的に高めることができなかったこと<sup>④</sup>にあった。しかしながら、この運動も一八二〇年代の後半、ようやく新しい段階を迎えた。一八二三年の春、指導者のオコンネルとシェイルは有名なカトリックフレンエイション連合<sup>⑤</sup>を設立したが、一八二四年二月からは、さらにカトリック醜金を導入し、運動の財政的基礎を確立するとともに、カトリック連合の組織を民衆の中に拡大していった。この醜金は、カトリック一人が月一ペニーづつ醜出するもので、カトリック僧侶がその徴収にあたった。こうして解放運動は急速にデモクラティックとなり、同時にアイルランド議会の独立、合同の破棄をめざすナショナルイックな性格さえ帯び始めたのである。一八二五年、リヴァプール内閣は抑圧法を制定したものの、非効率で腐敗したアイルランドの統治機構は、もとよりこれを徹底して実施しえなかったから、あつてなきが如き存在であった<sup>⑥</sup>。そして一八二八年六月、クレア州における副次選挙は、アイルランドの解放運動が、今や完全に民衆の末端まで把握したことを証明したのである。

ウェリントンが組閣後まもなく表明したカトリック解放に対する政府の態度は、解放を支持するとも拒否するとも受け取れる曖昧なものであった。オコンネルは、ウェリントンの意図が解放の引き延しにあると解釈し、カトリック連合の組織に依って、激しい抵抗を開始した。彼は、以後あらゆる選挙において、政府を支持する候補者には必ず対立候補を立てるといふ戦術に転換する。一方、ウェリントン内閣は、成立後二月ではやくも分裂し、ハスキソン以下の三閣僚が辞任したが、その後任に任ぜられた閣僚は、慣例にしたがって再選挙されねばならなかった。商務院総裁に任ぜられたフィッツジェラルドは、クレア州の地主としてここを自己の選挙地盤としており、年来のカトリック解放論者であったから、彼の再選はまず固かった。しかしオコンネルは、自己の戦術にもとづいて、フィッツジェラルドの対立候補として出馬し、州カトリックの熱狂的な支持を背景に、大差をつけて当選してしまつたのである。もとよりオコンネルは、現行法の規定で議員にはなれなかつたが、この選挙は、これまでアイルランド地主の支配下に眠つていた四〇シリング自由土地保有農が、ついにカトリック

連合の手中に落ちたことを意味した点で重大であつた。フィッツジェラルドは、それを内相のピールにこう伝えていた。「私はジェントリーと五〇ポンド自由土地保有農の票は全部獲得した。——ジェントリーは一人残らず私を支持したのである。が、それ以外は、私自身の借地農が二、三の票を入れてくれたにすぎない。……旧来からの主要な利害はすべて崩壊した。裏切りが普通のことになつた。……なんと恐るべき未来がわれわれを待ち構えていることか！」<sup>⑧</sup>

なるほど、アイルランド総官アングルジーが伝えてきたように、クレア州選挙の背後には「革命的意図はなかつた」ようだし、また選挙後も、平静な事態が一応維持されてはいた。だが、「カトリック連合の異常ともいえる力は、瞬時にして大衆を公然たる叛乱へと指導しうるほどに強大であり、現在の平静が保たれるか否かは、オコンネルの忍耐心、つまり、武力に訴えず現在のアジテーションを不断に継続することによって、かれらの目的を達しようという彼の信念が揺ぐかどうかにかかつていた」のである。<sup>⑨</sup>そしてピールはといえは、彼は、フィッツジェラルドの言葉を重く見て、アイルランドの危険を次のように受け取つていた。

「それは、力や法の侵犯にあるのではない。真の危険は、

有権者が自己の意志と良心にしたがって、かれらの権力を平和的、合法的に行使用することにこそある。……選挙権、

演説の自由、公共集会の自由といった、法が認める諸権利を、ある特定の目的に組織的、合法的に総動員し、一歩一歩、小さな目的を累積的に実現していく。かくして政府の統治機能を麻痺状態に陥れ、最後には市民権の平等というかれらの要求をまったく抗いがたいものと化してしまふ。

——克服すべき真の困難はこの点にあるのだ<sup>⑩</sup>と。そして、彼は、一八二八年八月十一日、ウェリントンあて書簡でこう述べた。「私は今日まで、いわゆるカトリック解放には、一貫して反対し続けてきた。そして、私の反対は、あらゆる要素を分析しつくした上での非妥協的なものであった。私は、この自分の基本的立場が変化をきたしてくれたらどんなにいいかと思う。……しかし、私の意見がどうであれ、アイルランドの現状が最悪の事態であることを認めざるをえない。あなたは、いずれにせよ、どれかの悪を選ばねばならないことになってしまっている。……私は、私にどれほど不利になろうと、今は次のような意見をはっきり述べ

ようと覚悟している。すなわち、カトリック問題を現在のまま放置するよりは、きっぱり解決する方がより小さな悪である、と」<sup>⑪</sup>

こうしてピールは、カトリック解放に踏み切った。彼はアイルランドの危機を目前にして、年来の主張を曲げるほかはなかったのである。だとすれば、彼が、同じこのウェリントンあて書簡で、辞職を申し出たのはきわめて当然のことだったろう。彼は自分の主張が敗れたのを認め、今後は内相を辞し、一議員としてカトリック解放の実現に尽力したいと申し入れたのである。しかし、彼はこの辞意を撤回してしまふ。そしてその結果、彼は自から解放法案を下院に上程する破目になるのだが、では一体、彼はなぜ辞意を翻したのであろうか。むろん、そこに、彼自身の考えがあったのは確かだが、それに加えて、彼が辞意を撤回せざるをえない客観的な理由も存したのである。そして、それが、本節の最初に述べた「一八二〇年代に固有な政府の状況」であるのは、いうまでもないだろう。

## 2 一八二〇年代の政府の状況

ウォーターロー以後におけるイギリス統治は、きわめて

不安定な状況にあった。というのも、産業革命によって社会の資本主義化は否応なく進展したが、これに対処しうる近代的な政府の仕組みは、そう簡単には創出されなかったからである。ナポレオン戦争という国家存亡の危機が去った時、それまで抑えられてきた近代社会の諸矛盾が一せいに表面化した。自由貿易、議会改革、宗教にもとづく不平等の解消、労働運動、財政改革等々、与論は改革を求めて止まなかったが、それに処する統治形態は、基本的には一八世紀のそれを出ていなかった。国王の権力は、あいついだ行<sup>10</sup>政・財政改革がその経済的基盤を掘り崩してしまったので、もはやアメリカ独立当時のジョージ三世はありえなかったが、その一方で、新しい政治権力の担い手たる近代的議会政党は、やっとその萌芽が見えはじめた程度であり、交代で一組の大臣を常時供給することは、とても不可能な状態にあった。しかしながら、組閣と政府の維持がどれほど困難であろうと、政府というものは、常に組織されて存在していなければならず、しかも、衰退しきった国王大権といまだ幼弱きわまりない議会政党が統治の実権を担いえないとなれば、この不安定だが存在を余儀なくされている内閣

が、統治の実権の大部分を自からに引き受け、ガタガタ音をたてる国家という車を、それでもなんとか引いて行かねばならなかったのである<sup>11</sup>。

当時の内閣は、むしろ議院内閣制で、上下両院の議員によって構成された。この内閣は、時代の要請に答えて、何らかの革新的政策を実施していかねばならなかったが、その際、三つの伝統的な政治機関がそれにブレーキをかけたばかりか、政府存立の基礎そのものをも絶えず脅していたのである。

第一は国王である。彼は、この時、なお、首相以下大臣の任命権を形式的にも実質的にもその掌中にしており、あまつさえ、重要施策について、常時、内閣に容喙した。特にカトリック解放についていえば、国王はいうまでもなくこれに反対であり、一八〇一年のピットの辞職、一八〇七年の「人材」<sup>タレント</sup>内閣の崩壊は、ジョージ三世がこの問題を政府の政策として拒否したため、内閣が行詰ったからであった。ジョージ四世にしても同様で、このため内閣は、一八二九年まで、好むと好まざると、カトリック問題を俎上に載せることができなかった。一方、議員にしてみても、国

王のこの権限は当然のことと受け取られており、この権限に異議を唱え、あくまでも議会主権の貫徹を主張したのは、フォックスの衣鉢をついだウィッグのグレイ派のみであった。だが、グレイ派は、一八二〇年代にあっては、いまだ議会内の一少数グループにすぎず、政権担当能力をまったく欠いていたから、問題にはなりえなかった。要するに当時の政府は、総じて議会よりはなお国王に責任を負う、一八世紀来の「国王の政府」(King's Government)であった。それゆえ、内閣は、何か革新的な政策を施行しようと思えば、まず、この保守的な国王を説得せねばならなかったのである。<sup>44)</sup>

第二は上院である。上院は貴族院として元来保守的なものであるが、とりわけ一八二〇年代にはウルトラ・トーリーの牙城と化し、まさに革新の防波堤であった。カトリック解放についていうなら、一八二二年來、ほとんど毎年解放案を可決した下院に対し、上院は、一八二九年まで、頑として譲ろうとしなかった。ピールが痛嘆したように、この問題について、両院間の意志疎通は、きわめて困難になつていたのである。<sup>45)</sup>

第三は下院である。ひときわ目立つ存在は、極左のグレイ派で、かれらは、フランス革命を肯定した唯一のグループとして革新的であり、先述のとおり、議会主権の貫徹を主張して「国王の政府」には加わろうとしなかった。その意味で、かれらはまさしく野党の先駆であったが、何分フランス革命後の保守的状况下では少数派に転落せざるをえず、しかも指導者グレイは上院にあったから、下院の勢力としては、政権の去就を左右しえなかった。<sup>46)</sup>そしてグレイ派以外、大部分の議員はといえば、かれらは、産業革命によって多様化した社会の利害関係を反映して、個々の問題について、それぞれの信条・利害から自己の意見を表明していたのであった。ホランドが述べたように、「ウィッグとトーリー、フォックス派とピット派、政府側と野党側といった区別は有効でなくなった。賛成、反対の両陣営の背後には、それぞれ、生産者と消費者、土地と資本、アイルランドとイングランド、プロテスタントとカトリックといった諸階級、諸利益の分岐が輻輳しあっていた」<sup>47)</sup>のである。というわけで、一八二〇年代の下院は、無政党的な性格をその基調としたが、しかし、それがまったくアモーフ

スで捉えどころがなかったかといえどもない。ホランドの言葉にもかわらず、トーリー、ウィッグという言葉は、一八世紀中期の派閥ゾクゾク時代と比べるなら、明らかにその言葉の意味を回復してきていたのである。<sup>⑧</sup>グレイ派は間違ひなくウィッグであつたし、また、ピールとともに終始カトリック解放に反対した議員は、二三の例外を除けば、間違ひなくトーリーであつた。両者の中間には、関税引き下げとカトリック解放は主張するが議会改革にまでは踏み切れないカニング派と、その左に、一八世紀派閥ゾクゾクの唯一の生残りであるグレンビル派があつたが、かれらとして、個々の問題ではいろいろに反応したにせよ、後者はウィッグとして、前者でさえリベラル・トーリーとして一応の色わけは可能であつた。そして、これらの諸派は、とりわけ一内閣の崩壊、新内閣の結成という局面では、均衡がとられるべき一つの単位として十分存在意義を持ったのである。ところで右に概観した状況の中では、時代の要請に答えて、多少なりと革新的政策を打出さざるをえない内閣の立場は、非常に不安定なものとなるほかはなかつた。第一に国王の意を忖度し、第二に上院を懐柔しなければならぬ。

そのことだけでも、近代野党的なウィッグは政権の座に着くことができなかつた。それゆえ、前世紀末以来、内閣はトーリーに限られてきたが、そのトーリー内閣とて、無政党的な下院から常時多数の支持をとりつけるとなれば、それは至難の技であつた。特に一八二〇年代は、自由主義的与論が沸騰し、下院はそれで濃く染めぬかれていたから、トーリー政府の基盤としては、頼れないことの上なかつた。一論者は、当時の内閣を次のように描いたが、当をえた表現であらう。「やりくり、妥協、譲歩、不確かな均衡が一九世紀初期における統治の様相であつた。それは行政活動のためには、強固な基盤では決してなかつた。憤懣やる方ない与論と頼りにならぬ下院との間にあつて、国王の大臣たちは、ウォータールー以後、包囲された城塞の守備兵のごとき存在と化してしまつた」<sup>⑨</sup>。

ところで、このような状況下で内閣を維持していく場合、個人のリーダーシップに大きな比重がかかつてくるのは想像に難くないであらう。いろいろな立場が錯綜する下院から多数の支持をとりつけるためには、保守自由的ないし自由保守的なすぐれた個人を各諸派から閣内に網羅しておく

必要があった。実際、一八二〇年代のリヴァプール内閣は、こうして成り立っていたのである。政治家としてとりたててこれといった才能もないリヴァプールが、一八一二年から二七年まで政権を担当しえた一つの理由は、彼が正直な親しみやすい性格の持ち主で、カスルリー、カニングといった個人的政治家をも、輩下に包摂しえたからであった。<sup>④</sup>

特に与論がリベラルになり出した二〇年代には、彼はピールを内相に登用したほか、カニング、ハスキソン、ロビンソンのリベラル・トーリーを、さらに、グレンビル派からウィーンをも入閣させ、関税引下げ、ウィーン体制破棄等々の自由主義的政策に転ずる一方、政府支持者を下院内に拡大することができた。しかし、下院内の広い範囲から大物議員を入閣させたため、諸派を分ける不可避的な意見の対立も閣内に持ち込まれてしまった。そして、その最大のものが、カトリック解放問題だったのである。カニング以下のリベラル・トーリー、それにグレンビル派のウィーンは解放賛成であり、リヴァプール、ウェリントン、ピールのトーリーは反対であった。かれらは、経済、外交政策では歩調を合わせる事ができたが、ことカトリック解放に関するかぎり、

水と油で、リヴァプールの包容力をもってしても、かれらの

間に意見の調和を作り出すことはできなかった。それゆえ、リヴァプールは、すでに組閣の当初から、各閣僚がカトリック問題について自由に発言することを認め、内閣としては、この問題を取り上げず、中立の態度をとることに定めたのである。このいわゆる「オープン制」は、カトリック問題の解決を遅らせる一因となったが、しかし、もし内閣が正面からこの問題を取り上げようものなら、内閣が真二つに分裂し、政府の崩壊は火を見るよりも明らかだったのである。<sup>⑤</sup>

このようにしてリヴァプール内閣は、一八二七年まで辛うじて均衡を保持することができた。しかし、同年、要のリヴァプールが卒中で引退すると、不安定な事態は極度に悪化してしまった。カニング内閣は、組閣にあたってトーリーの支持が得られず難航をきわめたが、カニングの指導力は、ウィッグのグレンビル派、グループム派を抱きかかえ、「オープン制」の上に、どうにか組閣を完了させた。<sup>⑥</sup>

しかし、不運にもカニングは急死し、ゴッドリッチ（前のロビンソン）がカニングの後を襲った時、複雑な下院をバックに、対立し合う諸感情を「オープン制」で辛くも被い

隠していたこの内閣は、彼の自由にはならなかった。<sup>⑤</sup>彼はリヴァプールの温厚さもカニングの政治的技量も持ち合さなかったのである。そして今や、この議会状況で内閣を構成しうるものは、ウェリントン・ピールか、グレイかのいずれかしか残らないことになってしまった。しかし、ジョージ四世はグレイを首相に任命する意志はなく、グレイも「オープン制」を強く拒み続けてきたから、彼の組閣はありえなかった。こうしてウェリントン・ピール内閣は、ハスキソン以下のカニング派と一部のウィッグを加えて、一八二八年一月、成立を見た。この内閣は、その時点において、組閣可能な唯一の政府だったのである。

さて、以上、一八二〇年代の政府の性格について縷説してきたが、ここでわれわれは、もう一度そもそもの出発点に立ち帰らねばならぬ。問題は、ピールがなぜ辞意を翻したのかということであった。この点につき、ピールの回想録は、彼の辞意撤回が、一八二〇年代における政府のあり方で少なからず規制されていることを物語っている。

ピールが辞意を撤回する直接の契機となったのは、ウェリントンと国教会首脳との会談であった。カトリック解放

に踏み切ったウェリントンにとつての最大の障害は国王で、彼は、カトリック解放を政府の施策とすることさえ許そうとはしなかった。そのためウェリントンは、一八二九年一月、カンタベリ大司教、ロンドン、ダラム各司教と会談し、国王を説得するための準備工作として、かれらの支持をとりつけておこうと思った。だが、この会談は惨めな失敗に終わってしまった。というのも、三人の司教は、カトリックには寸土たりと渡せないことを再確認し、ウェリントンの要請は問題になりえないとして、それを拒絶したからである。<sup>⑥</sup>そしてピールは、これをウェリントン内閣の危機と受け取った。「私をもっとも危惧したのは、国王がこの会談の結果を知れば、彼は（国教会の首長として）宗教的な良心ないし宗教上の義務という観点から、現行法の維持を公式に宣言するのではないだろうか、ということであった。もし国王がかくすることによって、カトリック問題につき、彼の父であるジョージ三世と同じ立場に立ってしまえば、たとえ情勢がどう逼迫しようと、彼はその立場から退くことがほとんど不可能になってしまうからである」<sup>⑦</sup>もしそうなれば、ジョージ四世の在世中は、カトリック問題の解決

はありえないことになってしまふ。だが、すでに述べたように、ピールの判断では、クレア州選挙この方、カトリック解放は焦眉の問題であった。この問題は、なんとしても直ちに解決されねばならず、それを解決しうる人物は、現時点ではウェリントンを描いてはかにはなかつたのである。

「私は、ウェリントン公が……国王の同意を得るのに失敗したのなら、他のどんな政治家も国王の同意を取りつけることはできない、いわんや、上院の反対を切り崩すことなどとても不可能だ、と確信していた。……人はグレイ伯がいるといったかもしれぬ。……しかし、国王はカトリック問題について、彼のサーバントの助言は聞く意志がないのだという理由でウェリントン公が投げ出した仕事を、たとえ万が一、グレイ伯が政権を得て引き継いだとしても、成功する望みはまったくなかつた。私にはそう信じていい完璧な理由があつた」<sup>②</sup>。

という次第で、ピールにとつて残された道は、首相ウェリントンを盛り立てていくことだけであつた。もしなければ、この際、緊急の必要事と化したカトリック解放の実現もありえなかつたのである。なるほど、彼が辞任しても、

解放法案は下院を通過していかかもしれない。一八二九年の法案ほど徹底したものではなかつたとはいへ、解放を志向する法案は、ピールの反対にもかかわらず、すでに何度も下院で可決されていたからである。だが、政府の下院指導者として、ピールの存在は何物にも代えがたかつた。カニングなきあと、彼は、名実ともに下院最大の實力者となつていたのである。彼を欠いたウェリントン内閣が、その政策全般にわたつて、下院の支持を得にくくなるのは目に見えていたといつてよい。ウェリントンの次の言は、ピールに対するお世辞では決してなかつたのである。「君が脱退すれば、下院での困難は現在の十倍になるだろう」<sup>③</sup>。こうしてピールは辞意を撤回した。いや撤回せざるをえなかつたのである。

最後に、カトリック解放の政治史的意義について一言しておきたい。それは、これによつて、「オープン制」がついに消滅したことである。「オープン制」は一八世紀的な「国王の政府」から現代的な政党統治 (Party Government) にいたる過渡期の統治形態で、一八二〇年代には、すでに述べたような理由から、政府を維持するためにいたし方な

い一方途となっていた。しかし、現代の視点から眺めるなら、それが二大政党制の発展に対して逆行するものであったことは思えなかった。それは、政党の区分がいまだなしえない下院の現実から生れ、リヴァプール内閣時代には、トリーとリベラル・トリー（カニング派）との区分線を抹消させるように働いた。また、カニング内閣が、組閣の便宜上、「オープン制」をウィッグにまで拡張するにおよんで、トリー、ウィッグの基本的な区分線までが稀弱化させられたのであった。かくして、無政党的様相はますます拡大され、社会の資本主義化によってトリー、ウィッグに分化せんとする議会内の自然的傾向が、統治という人為的必要性によって押しとどめられたのである。「オープン制」の解消によって統治の困難は一時的に更に増大した。だが、長い目で見るなら、それは、二大政党制が成長するための必須要件だったのである。一八二九年以後、トリー、ウィッグの対立を超越して「強力な政府」を形成することははや不可能となった。しかし、現実の事態は、

一八三〇年からの議会改革運動がウィッグとラディカルの連合を実現させ、ここに下院を、自由党と保守党の対立と

いう本来の方向にむかわしめたのである。そして、一八三二年の有権者登録制度が、前近代的なものであったとはいえ、政党組織化の契機となる一方、二つの政党は、カールトン・クラブ、リフォーム・クラブの結集核を持つにいたった<sup>③</sup>。かくして、「国王の政府」に代って二大政党制が、その発展の第一歩を踏み出すのである。

①② K. G. Feiling, *The Second Tory Party 1714-1832*, 1959, pp. 216-223, 252-253.

③ *Ibid.*, pp. 269-275; Machin, *op. cit.*, pp. 42-64, 88-108.

④ 両者の対立点は、いわゆる「拒否権」の問題であった。一八〇〇年の合同から一八二〇年まで、イギリス議会でカトリック解放のため精力的に活動したのは、グラタンであった。彼の解放案の骨子は、カトリック解放を実現させるかわりに、イギリス政府がカトリック聖職者の任命を管理し、そのことで、カトリック僧侶の国王への忠誠を確保するというものであった。「拒否権」とは、カトリック解放と引きかえに、イギリス政府に与えられるこの保証措置のことであったが、ウィッグとイングランドのカトリックがこれを承認したのに対し、アイルランドの指導者たちは、これを認めようとはしなかった。こうして、一八二〇年代前半まで、カトリック解放運動は、あてどもないベター論争が中心となり、アイルランドにおける運動も十分な統一を保つことができなかったのである。この間の経緯については、以下のものを参看のこと。

M. Roberts, *The Whig Party 1807-1812*, 1965 (2nd Ed.), Ch. I; E. Halévy, *History of the English People in the 19th*

Century, Vol. I (England in 1815), pp. 478-485; Machin, op. cit., pp. 22-30.

⑤ カトリック連合派の運動については、例えば次のものを参考すること。J. A. Reynolds, *The Catholic Emancipation Crisis in Ireland 1823-29*, 1954; Halevy, *Hist. of Eng. People*, Vol. II (*The Liberal Awakening*), pp. 138-145, 218-225 etc.

⑥ リヴァプール内閣のことについては、初めから見送っていた。これらの目的は、むしろ、かくするに比べ、カトリック連合の危険性を露呈させ、ノイルランド行政の困難を、より広く知らしむることにあつたようである。(一八二四年十一月六日付、ピールからグルバーン宛て書簡——C. S. Parker, *Sir Robert Peel from his Private Papers*, 1891-1899, I, 346-8.

⑦ この語の経緯は次を参照。N. Gash, *Mr. Secretary Peel*, 1961, pp. 468-476.

⑧ 一八二八年七月五日付、フィッシュウォルドからピールあて書簡。(Memoirs by the Right Honourable Sir Robert Peel, I, 1856, 113-114)

⑨ Memoirs, I, 139, 146-147.

⑩ Memoirs, I, 119.

⑪ Memoirs, I, 181-182.

⑫ A. S. Foord, *The Waning of 'The Influence of the Crown'* (E. H. R., Vol. LXII, 1947); E. H. Cohen, *The Growth of the British Civil Service 1780-1939*, 1941, pp. 34-71.

⑬ 一九世紀初期の政治状況を政府のあり方とどう見地から概観したものが、この例えば、次を参照。Gash, op. cit., pp. 1-14; W. R. Brock, *Lord Liverpool and Liberal Toryism 1820 to 1827*, 1967 (2nd Ed.), pp. 77-108.

⑭ G. Kitson Clark, *Peel and the Conservative Party*, 1964 (2nd Ed.), Intro. XV-XVII; L. Namier, 'Monarchy and the Party System' (*Personalities and Powers*, 1955, pp. 13-38).

⑮ Memoirs, I, 293, 360 et passim; *The Speeches of the Late Right Honourable Sir Robert Peel*, 4 Vols, 1853, I, 670.

⑯ A. S. Foord, *His Majesty's Opposition 1714-1830*, 1964, pp. 451-466.

⑰ 一八二六年十二月のグレイあて書簡。Quoted in Feiling, op. cit., p. 401. また、ピールの一八二七年九月十七日付グルバーンあて書簡にはこうある。「私は街を通り抜けて歩いたのだが、ほとんどニューズらにニューズを聞かなかった。実際、それが当然だろう。政党も政治上の友情も、今では、私の政治への関心を奪うにわすれずに、大混亂を呈しているのだから」。(Parker, *Peel*, II, 22.)

⑱ 拙稿「十九世紀前半におけるイギリスの two-party system」(西洋史学) 六九) を参照。

⑲ ネットアップが一八世紀中葉において検証した派閥は、一八二〇年においては、事実上、その機能を喪失していた。唯一の生残りであるグレンビル派をさえ、派閥として内閣のポストを要求することはできなくなっていた。一八二〇年のリヴァプール内閣改造の折、グレンビル派からはワインのみ入閣し、この派の指導者、バックingham公のポスト要求は拒否された。ウェリントンには、バックinghamの不满にこう答えていた。「ワイン氏の入閣は、入閣しうる個人的な才能、性格、身分が認められたからである。私は諸君の派閥が、そういうものとして入閣しなければならぬ必然性は認められないと考えている」。(Brock, op. cit., pp. 78-81)

⑳ Gash, op. cit., p. 10.

㉑ Brock, op. cit., pp. 27-33, 47 et seq.

② 「オープン制」の説明としては、ピールによる一八二九年二月五日の議会演説に勝るものはない。彼はここで、その歴史的性格、なぜ今これを廃止しなければならないかを、明解に説明している。

(Speeches, I, 667-670)

③ この経緯については、完全な歴史学的叙述は、A. Aspinall, *The Formation of Canning's Ministry* (Cam. 3rd Ser. Vol. LX), 1937.

④ Parker, Peel, II, 1-26; Feiling, op. cit., 357-380.

⑤ Memoirs, I, 277-278.

⑥ Memoirs, I, 280-281. この決意は、一八二九年一月二日付、ピールよりウェリントンあて書簡によって明らかにされた。(Parker, Peel, II, 79-80)

⑦ 一八二九年一月二七日付、ウェリントンからピールあて書簡。(Memoirs, I, 295)

⑧ J. A. Thomas, *Registration and the Development of Party Organization, 1832-1870* (History XXXV).

⑨ N. Gash, *Politics in the Age of Peel, 1852*, pp. 393-427.

### III

本節では、一八二九年のピールの行動を支えた彼の思想を検討する。

すでに述べたことから明らかなように、ピールは「下院入りした一八〇九年の時から、カトリック解放には、終始、断固として反対」であった。しかも彼の言にしたがう

なら、「その反対は決してある種の政治的利益に発するものではなかった」のである。<sup>①</sup>そこには、この種の革新には反対せざるをえないピールの心情があったといつてよいであろう。彼はカトリック解放に際して、一見、現実には振り回されて行動したかの観があるが、それでも、彼には彼なりの価値観、極端な言葉でいえば、政治についての彼の偏見があった。それを、われわれは、トリーイズムと規定してさしつかえないであろう。そして、この際、ピールのトリーイズムをはっきりさせておくことは、彼の歴史上の位置づけを与える上にも、必要なことかと思われる。というのも、彼は、後年、穀物法廃止に指導的な役割を演じたために、しばしば自由主義者の範疇に数えられているからである。<sup>②</sup>たしかに、一八四六年、彼が経済政策について、アダム・スミスの教説を認めたのは事実である。<sup>③</sup>だが、その場合でさえも、彼の言動は、トリーイズムで裏づけられていたのであった。

彼のカトリック解放反対が、究極には、彼の価値観、トリーイズムに発していることは、例えば、一八二五年五月における次の発言からも明らかである。「私の反対意見は、

カトリック解放問題一般に敵対している紳士諸兄のそれは、必ずしも完全に一致するものではありません。なぜなら、私は、カトリックに対して、今以上の譲歩は絶対にすべきではないという意見には、何としても同意しかねるからであります。……にもかかわらず、私の次の如き見解は、今なお毫も變つてはおりません。すなわち、この国の立法部と主要な行政職は、現行法が制限しているとおり、ローマ・カトリック教会の教義にプロテストする者に限定されなければならぬ、そうすることがこの国にとって永遠の利益である、ということでありませぬ。宗教とその宗教を育てたいという願いが、かつてこの国に起つた市民間の戦いにどれほどの影響を及ぼしたか、……宗教感情が宗教改革と革命の二大事件をどれほどまでに支配したか、……と考える時、私は、この国のプロテスタント優位を思うに巧妙に保護している現行の牆壁が、どうして除去されねばならぬのか、そうすることがどうして賢明なのか、どうして便宜なのか、どうも納得がいかないのであります④。

彼のトーリズムを表明した言辞は、挙げつらえばきりがないので、いっそのこと割愛するが、それらを総じて結

論しうることは、彼が伝統的な「国家と教会」の理念に多大の価値を見出しており、かつてそれを担ってきた地主支配体制フレイターが今後も維持されねばならぬと信じていた、ということである。そして、この信念は、彼がはつきり自由貿易に行き着いた一八四六年の穀物法廃止時においてさえ、少しも變つてはいなかつたのである。彼は「土地に基礎を置く貴族政こそ保守主義の原理が存続するための要諦である」というG・ベンティンクの主張に答えて、こう述べている。多少、本題から逸脱するきらいがあるが、ピール評価の点で看過できないので書きつけておく。「私は、土地に基礎づけられた貴族政を維持することが、最大の枢要事であると信じます。私は、とりわけこの国においては、それが古来からの憲法、古来からの慣習で支えられているため、この貴族政は何にもまして必要だと信じて疑いません……。ただ問題は、次の問い、すなわち、ある特定の与論の状況ないし社会の状況において、土地貴族の正統な支配力と權威を維持するもっとも効果的な方法如何ということであります。現在、急を要する問題は、土地貴族の正統な支配力は、穀物法廃止に同意することによってよりよく維

持されるか、それとも、その存続を主張することによってよりよく維持されるかという点にあります。私の確たる信念は、諸君は、穀物保護を存続するよりは、撤廃することによって、その集団（土地貴族）の支配と權威をより拡大できるというものであります。かつて、この種の問題をパーク氏ほど完全な説得力をもって取り扱った政治家はおりませんでした。パーク氏はこの国においては、土地に基礎づけられた貴族政が絶対不可欠であること、土地貴族は、この国の偉大な全改革をリードすることで、保守的統治の支柱になってきたことを述べ、さらに、それでは、イングランドの土地貴族は、どのようにその支配を維持してきたかという問いに答えて、土地貴族は常に自からを人民と一致させた、彼らは、時が彼らの一特權をもはや不用のものとしてしまったとき、頑迷にその特權を主張しようとはしなかった、と語っております。……私は以前、農業の繁榮は工業の発展に相即するといったことがありますが、これは今では私の信念と化しております。……工業発展の不滅の基礎を打立てること、それが農業の利益でもあるのです。……」

以上にのべたことから結論できることは、ピールのトリイズムは、彼が下院議員になった時から穀物法廃止を最終的に決意した一八四六年まで、常に彼の思想の底流を構成していたということである。つまり彼は、まぎれもなくトーリーであり保守主義者であった。しかしながら、ピールについて最も重要なことは、たとえ彼のトーリーズムが政治の価値観として不変であったとしても、政治家としての彼が最大の価値を置いていたものは、この価値観ではなかった、ということである。なぜなら彼は、穀物法廃止において、とりわけカトリック解放において、彼のトーリーズムに殉じようとはしなかった。有り体にいえば、彼は、現実の推移の前に自己の価値観を退けたのであった。なるほど、彼は伝統的な価値を保存するために、現状への適應を計ったのだという意見は、必ずしも詭弁ではないし、もつともでもある。しかし、もしそうであったのなら、彼において価値があったのは、伝統的な価値であるよりは、むしろ現状への適應の方であつたろう。すくなくとも、彼の実際の行動は、そのことを雄弁に物語ってくれている。それゆえ、もし、ピールの保守主義に彼なりの特質があると

するならば、その現状適応の論理を支える彼の思想そのものが分析の対象とならなければならないのである。それでは一体、彼の現状適応の論理を支えた思想とはどんなものであったのか。いや、より広く、ピールという人物は、一体どんな人間であったのか。われわれは、そこまで立ち入らなくてはならないだろう。

周知のとおり、ピールは、一七八八年、当代屈指のブルジョワを父として生れた。父ロバートは、典型的な産業革命<sup>インダストリー</sup>の企業家で、ランカンシアのベリに大規模な木綿工場を営んでいた。一七九〇年、財をなすと、彼は、タムワースのバラを購入して下院議員となった。そして彼は、一八〇二年、工場法の先鞭をつけたのである。

ところで、ピールの思想を考察するにあたって、従来そうであったように、彼の出自が一ファクターとなりうることは疑いない。彼は、自から「木綿紡績業者の息子」と称し、ブルジョワジーが、イギリス古来の憲法体制を担う不可欠な一翼であることを力説した<sup>⑥</sup>。また、穀物法廃止をめぐる彼の弁論には、はからずも彼の出自が顔をのぞかせてもいた。数ある穀物法廃止賛成論の中でも、コブデン礼讃

にまでいたりえたのは、おそらく彼の演説以外にはなかったろう<sup>⑦</sup>。しかしながら、あえて異を唱えるわけではないが、ピールによってなされたこの種の意見は、思うに、彼がブルジョワジーの生れであったという抗いえない事実と、一九世紀初期にブルジョワジーがまさしく資本主義の担い手として興隆してきたという客観的事実とに多くを負うものなのであって、彼の思想の中核を構成する要素ではなかったのである。他の人物についてはいさ知らず、ピールの場合、彼の生い立ちが重要な意味を持つとするなら、それは、彼はブルジョワジーの生れではあったが、彼自身はブルジョワではなかったということであろう。彼は世にいう秀才タイプで、いとも順調にハロウ校からオックスフォードに進学した。そしてクライスト・チャーチを稀に見る優秀な成績で卒業すると、金持ちの父親は、時を移さずアイルランドの一懐中選挙区を彼のために確保した。以来三十一年、馬車にひかれて不慮の死をとげるまで(一八五〇年)、選挙区は再三変ったものの、下院議員の肩書きが彼を離れたことはなかったのである。彼はブルジョワではなかった。彼はなによりも政治家であったのである。

議会にはいつてからも、ピールはただの議員たることを許されなかった。一八一〇―一二年の戦争・植民地省次官を皮切りに、一八一二―一八年、アイルランド主任書記、一八二二―二七年、リヴァプール内閣内相、一八二八―三〇年、ウェリントン内閣内相兼下院リーダー、一八三四―三五年、第一次ピール内閣首相、一八四一―四六年、第二次ピール内閣首相と、政府の要職を歴任した。とりわけ、カトリック解放にいたる二十年間は、ほとんどいつも政府の役職にあって、政務に奔走しなければならなかった。こうして彼は、議会人ではあったが、すぐれて行政人としての行動様式を身につけていった。<sup>⑨</sup>特に二十代の青春を捧げたアイルランド行政の仕事は、彼を議会随一のアイルランド通に仕立て上げたばかりか、統治の何たるかを彼の肌身に教えこんだのであった。底なしの泥沼（サボテンボグ）といわれたアイルランド行政に身を沈めて、彼が引き出した一つの結論は、アイルランドにもっとも適合的な統治形態は良心的な独裁制であり、イギリス議会の討論からは何も生れない、ということであった。<sup>⑩</sup>といっても、彼は、アイルランド統治に幻滅したのでは決してなかった。彼は全身全霊をもってこ

の困難にぶつかつたのである。アイルランドの事態を改善するために建設的な手立てはすべて試みられた。と同時に、現実が、イギリス議会の不干渉も独裁制も許さないとあれば、彼もまた現実の方途に訴えたのである。買収と賄賂が機能させるアイルランド行政機構を彼は冷徹に活用する一方、警察力と軍隊を増強して、彈圧立法の徹底がはかられた。こうしてピールは、議会政治とは異質の統治形式を知つたのである。<sup>⑪</sup>ところで、それでは、彼の行政官的な行動を裏打ちした思想とは具体的にどのようなものだったのであろうか。紙数の関係もあるので、彼の経歴はこのあたりで切上げ、彼の思想そのものを検討していこう。

そもそもピールにとって、政治とは統治とほとんどイコールであった。一八三五年五月、マーチャント・ホールでの演説で語つたように、「賞讃や政府の役職に付随する諸便宜に心が動かされるのを否定はしないが、私の関心はその十倍方、良き統治の大義にあった」<sup>⑫</sup>のであり、「官職に由来する利益などよりは十倍方、国家福祉の基本的な諸原理を維持する」<sup>⑬</sup>のが彼の願いであった。「良き統治」と「国家全体の福祉」、それがピールの政治目的であり、また、こ

れ以外に彼は、政治家としての動機を持たなかったのである。

このようなピールの政治観は、おそらく、第一には、彼が、議会人ではあったが、その政治生活のほとんどが内務関係の政府の仕事で占められてきたことと、第二に、前節で述べた一八二〇年代に固有な政治状況とに、その多くを負うものであった。国王が統治しなくなった反面、近代政党制が未発達であったこの時期ほど、統治のために内務省<sup>Home Office</sup>の存在が意義を持った時代は、一寸他に類例がなかった。大臣たちにとって、意見の分岐がはなはだしい議会を基盤に統治方針を打出すことはほとんど不可能であり、それゆえ、かれらは、自己のリーダーシップにもとづいて、何とか議会の支持を取りつける一方、自己の責任において国家を統治せねばならなかった。イギリスは、伝統的に議会政治の国ではあったが、当時の大臣にとって、議会政治、特にその多数決原理は、統治の基礎を危くこそすれ、決して強化するものではありえなかったのである。かれらは、程度の差こそあれ、すべてピットの後継者であった。時代は、何にも増して、強力なリーダーシップによる統治者の存在を

必要としていたのである。

さてそれでは、政治家ピールの思考様式はどのようなものであったのだろうか。小論で問題のカトリック解放についての彼の態度を中心に、これを見ていこう。

ピールにとって、政治活動の究極目標は、常に「良き統治」であったが、それが保守的な国家観に立脚していたのはいうまでもなかった。それは、彼のトーリズムの価値観そのものだったのである。「カトリック解放には、立法部はプロテスタントの性格を付与されるべきだ」という明白な目的で確立されてきた諸基準を、破壊してしまう危険が孕まれていた。これらの基準は、憲政の理論にもとづいて漠然と立てられたものではない。それらは、遠くない過去において、覇権をめざす闘争の危険と害悪が実際に経験され、それにもとづいて立てられたものである<sup>④</sup>。したがって彼においては、一八〇〇年のアイルランド合同法を維持することは絶対の原則となった。しかし、この際重要な点は、彼はただ、このことのゆえにカトリック解放に反対したのでは決してなかったということであろう。彼は他方で、「今や急速に富裕化しつつある陛下の臣民の一階級

(「カトリック」)を、参政権のないまま放置しておくのは明白な害悪であると十分承知していた<sup>⑮</sup>のである。つまり、彼のカトリック解放反対論は、彼の価値観からする結論ではなかった。彼は、カトリック解放の前提に立って、「あらゆる与件を考量<sup>⑯</sup>」し、改善されねばならぬ諸悪と彼の保守的な国家のあり方とを何とかして調整しようとしたのである。彼の考察の核心は、カトリック解放後のアイルランド統治が有効に行なわれうるか否かであったが、その場合、彼の「国家と教会」という基本的立場から考えられたケースは、(1)カトリック教会という組織を完全に国家から独立させ、国家はそれに何の認知も与えない、(2)かぎられた条件のもとで、カトリック教会に補助金を与える、(3)少くともアイルランドで、カトリック教会と国教会を平等の立場に置く、の三つであった<sup>⑰</sup>。しかし、彼のアイルランド行政についての経験と判断からするなら、「どのような場合を考えても、最終的で、完全に満足のいく調整、つまり、宗教上の調和を確立すると同時に、社会の市民的諸関係から宗教の不一致に由来する対立を放逐するということは、私には絶望的であった<sup>⑱</sup>」のである。こうして彼は、カトリ

ック解放に反対した。それはまさしく「あらゆる要素を分析しつくした上での非妥協的な<sup>⑲</sup>」結論であったのである。

以上を要するに、およそすべての政治家にとって、何らかの価値観が前提されねばならないのなら、ピールの思考の特色として考究されるべきは、その価値観であるよりはむしろあらゆるオルタナティブを設定して方策を決定する、この現実的な思考態度でなければならぬ、ということになるであろう。そこには、情念的な保守主義とは対照的な、実際のな保守主義があったのである。

われわれは保守的な思考と聞くと、しばしば、感情、不合理、ローマン主義、神秘主義といった言葉を連想する。イギリスの場合、例えば、想像力に最大の価値を見出し、イギリスの国民性に信を託したディズレーリの思想などは、たしかにこの種の特質を秘めていた。ところが、保守的ではあっても、ピールの思想においては、この種のファクターはほとんど意味を持たない。いや、むしろ対蹠的であったといつてよいのである。ピールは、文学者でもあり、言葉の力を重んじたディズレーリなどは、本来、タイプの人異なる人間であった<sup>⑳</sup>。彼は、オックスフォード時代の恩師

にこう書き送ったことがあった。「私は論争の書を随分読んではいますが、前にもいったように、私は弁論術の普通の原理とでもいうものを身に着けたく思っているのです。：

私は、ある特定の事柄の知識を得るために本を読もうとは思いません。少くとも、それは私の主要な目的ではないのです。私が得たいと願っているのは、相手を論駁する場合の、あの微妙な論証力リビネンツなのです。ですから、その本が錬金術に関するものだってかまわないのです。……パークのアルコットの負債に関する演説はいいものです。なぜなら、彼は、まず相手の議論の論点を明確にすることから始めているからです<sup>②</sup>。つまり、ピールの思考は、一貫して政治家としてのプラグマティズムを志向するものであり、かつ、合理的なものを求めて、不合理は避けて通る性質のものであった、ということができよう。

ピールの思考は、歴史研究者のそれと、多少似たところがなくもない。それは、広範な事実の収集に始まり、次の段階で、それらが客観的に分析、吟味される。そして最後に、ピール自身の言葉でいえば、「事実の論理」<sup>③</sup>に従って結論が出されたのである。彼の演説と回想録を一読して、

人がまず感ずるであろうことは、その実証的な合理性ということであろう。あらかじめ準備された彼の議会演説は、議事録と書簡からの引用がところ狭しと顔を出すし、また、カトリック解放の弁明書である回想録第一巻は、全編これ書簡とメモからの引用であるといつて、あながち過言ではない。しかも彼は、本書の冒頭部分で、次のようにさえていた。「私が選択したこれらの文書は、思うに、もっとも重要なものであるばかりか、ことの顛末を完全に説明するために、必要にして有用なものばかりである。私が細心配慮した唯一のことは、余計な、関係のない文書が、叙述の妨げにならないようにする、ということだけであつた<sup>④</sup>」と。つまり、ピールは、まさに文書をして語らしめようとしたのであった。

といった次第で、ピールの思考様式の基礎となっていたのは、いつも現在の事実であった。カトリック解放問題において、彼は、「国家と教会」の視点から、すぐれてこの問題を分析、考察していたが、他方、統治者としての彼の目は、カトリック解放問題の存在が、イギリス全体の統治機能を、少なからず麻痺させている事態をも深く洞察して

いた。とりわけ一八二〇年代後半には、「オープン制」に加えて、解放を支持する下院とこれにあくまでも反対する上院の対立が、統治の効果を著るしく減殺していた。そして、そこへアイルランドからクレア選挙の新しい決定的な事実が加わった時、それまでのあらゆる事実、あらゆる事件の上に成り立っていた彼のカトリック解放反対論は、大きくその指針を賛成の側に傾かせたのである。彼は気持の上では、カトリック解放には、なお反対であった。しかし、国家の統治は、アイルランドにおいて、今や累卵の危機にあった。ところが一方、イングランドにおいては、議会議政という討論の形式は、上下両院の対立で、この危機に対してなす術を知らなかった。かくしてピールは、ここにいたって、もっぱら統治者の立場から、国家方針の決断を下したのである。一八二九年二月五日、彼は下院で次のように発言した。「たしかに、現在の状況からではなく、一般原則に立って推論を行う人が、この問題についての自身の決定に固執するのは正当なことであります。しかし、この種の決定が、国家の統治を偏らせるようにしか働かないと知れた時、また、状況はもはや議論の余地を許さない、

たとえ、どちらの側に理があろうと、意見の対立自体が害悪であるとわかった時、その時、状況を顧慮して、それを理由に討論打切りを要請しても、これはまったく正しいことなのであります。というのも、討論や演繹的思考は、誤らないとは誰も保証できません。しかし、事実の論理には、誤りはありえないからであります」<sup>24</sup>。

おそらく、この演説の一節ほどに、彼の思考のあり方を雄弁に物語るものはないだろう。それは「事実の論理」であった。そして、この引用からも十分読みとれるように、その背後には、「良き統治」のためには、自己の価値判断をも排斥する強烈なエトスがあったのである。われわれは、画龍点睛の意味でも、彼の政治家としてのエトスに寸言しておかねばならないだろう。彼の「良き統治」が措定していた政府の形態は、一八世紀来の統治形態、すなわち、議会にはなく国王に責任を負う「国王の政府」のそれだったのである。カトリック解放法案を下院に上程した時、変節ときめつけるごうごうたる非難が彼に集中された。その一つ、クリフトンの非難に答えて、彼はこう述べている。

「私は、下院議員として、あなたと同様、独立不羈であり、

また、あなたがそう信じているのと同様、私の主張も一貫して信じております。しかし、もし私が、(カトリック解放を) 国王に進言していなかったとするなら、私の主張は一貫しているなどとはいえなかったでしょう。私は内閣の主要閣僚になるにあたって、誓約をいたしました。この誓約は、私がすでになしたような国王への進言を義務づけたばかりではありません。もし、その進言をしなかつたとすれば、それは、自己の主張の一貫性を放棄することであり、自己に課せられた義務への背反を意味したのであります<sup>⑤</sup>。また、同じ趣旨のことは、彼の回想録の末尾でも語られている<sup>⑥</sup>。それを要約していえば次のようになるだろう。「政治家にとつての困難は、自己の価値観に固執してその立場を貫くことではない。そのようなことであれば、ことはいとも簡単である。本当の困難は、かつての自己の主張を退けても、国家全体の福祉をはかろうとすることなのである」と。それがピールにいわせれば、政治家の責任というものであった。

最後に、ピールの思想の歴史的意義について一言してお

こう。その思想は、事実にもとづく客観主義とそれに生命を吹き込むエトス、すなわち「国王の政府」にたいする廉直無比な責任意識とによって成り立っていた。だが、ピールの思想におけるこれら二つの要素は、一九世紀前半の歴史環境の中で、それぞれに、プラスの面とマイナスの面を等しく持たざるをえなかった。時代は産業革命の激動期を迎えており、政治状況は、国王の統治から政党的統治へと動いていた。ウェーバーの言葉でいえば、政党は「貴族階級の従者的集団」から「名望家政党」へと脱皮しつつあり、二大政党制が統治の楨杓となりつつあったのである。つまり、ピールの時代は、その意味で大きな過渡期であり、いまだ古いシステムに支えられながらも、新しいシステムが徐々に根づいていっていたのである。そこでまず、ピールの事実にもとづく客観主義についていえば、それは事実依拠するがゆえに、その事実が背負う歴史的な伝統にはいたりませんが、せいぜい過去と現在が見渡せるだけであった。もっとも、彼の客観主義は、時代が生み出す新しい事実をも公平に捉え、そのかぎりでは、現実主義の現状適応を可能にさせはしたが、未来への洞察力までは生み出しはしなかつ

たのである。だが、われわれは、セシルと声を合せて、このことでピールを非難すべきではないであろう。なぜなら、この思想上の欠陥をピール自身が百も承知の上だったからである。「突如、別種の政策を採用するなどというのは、洞察力と先見の明がない証拠で、もっぱら私が悪いのだとか、あるいは、大体、将来性のない大義に頑固なまでに捕われすぎたのだ、……というのが私に対する非難の趣旨であるのなら、これを完膚なきまでに論駁することは、私にはとても困難だというほかはあるまい」。彼にいわせれば、彼は、彼にできるように考える以外、考える術を知らなかったのである。

次に、同様なことは、彼の「国王の政府」についても妥当する。この統治形態は、政党制が生れつつはあったが、それがいまだ機能しえない一八二〇年代にあっては、実現可能な唯一の政府のあり方であった。それゆえこの場合も、彼の思想はきわめて現実的であったわけである。しかしながら、この思想もまた先見の明に欠けていた。それは、政党制を受容れる余地をまったく持たなかったのである。「国王の政府」という思想は、本来、統治者の哲学であり、政党は

もちろん、およそ政治的党派を超越してはじめて意味を持つるものであった。ところが現実の状況は、トリー、ウィッグの言葉が意味を回復してきたという事実が物語っているように、機能すると否とにかかわりなく、二大政党制の方向を指向していたのである。カトリック解放で、ピールの態度を変節と映らしめたものは、まさにこの歴史状況にはかならなかつた。そして、一八三二年、第一次選挙法改正でウィッグが政権を取りもどした時、この趨勢は決定的となった。一八四六年の穀物法廃止におけるピールの悲劇はこうして始まったといえる。客観的状況の力は、ピールの統治哲学などはおかまいなしに、実力者の彼を保守党党首の座につけてしまっていたのである。

一八三二年以後のピールについてはもう述べない。要は、この事態に対しては、彼の思想がたとえ現実主義の名で呼ばれようと、もはや対応不可能であった、ということである。その思想は、「国王の政府」に対する責任意識で支えられており、その硬直した誠廉潔癖さが、彼の現実主義を機能させていたからであった。ピールの統治の哲学とは、本質的には統治の倫理であったのである。穀物法廃止の決

断は、保守党の意向に逆って下された。変節の非難が渦巻く議場で、この時もまた彼はこう述べていた。「私は四人の君主に仕えてまいりました。……しかも、危機の時代の危機の環境の中で、それぞれの君主に仕えたのであります。私はただ一つの報酬しか望みませんでした。私は、かれらが、私はかれらの真に忠実な大臣であった、と感謝してくればそれでよかったですのであります」<sup>①</sup>。

① Memoirs, I, 2-3.

② 例えば C. R. Fay, Great Britain from Adam Smith to the Present Day, 1950 (5th Ed.), pp. 59-70. 筆者は、ノハイのこのような把え方が誤っているなどといっているのでは決してない。

③ 一八四六年三月二七日の議会演説の中で、彼は次のように語っている。

「アダム・スミスは、……貨金率はその国が繁栄の状態にあるかどうかにかかっていると申しております。資本が豊かで大幅な利潤があげられ、農業、工業、商業が活発で健全な状態にあるのなら、貨金率は上昇する。そして、これとは逆の状態が支配的となれば、貨金は下がります。勤労階級は相対的に窮乏化する。要するに、貨金率に実際的な効果を及ぼしているのは、一般的な繁栄なのであって、立法的な措置ではないのです。労働需要は穀物価格をつり上げることによって創出されるのであります。穀物法を廃止しても、経済全体に及ぶような害悪は生れないというのが、私の不動の確信であります。もちろん、個人的に被害を蒙るケースはあるでしょう。不十分な資本しか持たない借

地農は財産の危機に見舞われるかもしれない。しかし、このような個々の場合を挙げつらって、普遍的な法則を否認しようとするのは不正のきわみというものです。このような個々のケースは容認するとして……諸君が得るであろう利点の方を見るべきであります。諸君は、食糧の欠乏時に、たとえ価格が上がっても何の責任もないという安逸をうるでしょう。この種の苦しみは自然の働きの結果なのであって、人為的法則の結果ではないのです。貿易を自由にすれば、われわれは、どうせやったところで統禦することなどできないやっかいな事がから、責任を免れることができるでしょう」。

④ Speeches, IV, 653-654.

⑤ 一八四六年五月四日の議会演説。(Speeches, IV, 684-685)

⑥ Speeches by the Right Honourable Sir Robert Peel during his Administration, 1835. 本書は、第一次ピール内閣時代に彼がなした主要な演説、九篇を収録したものである。ピールが自から「木綿紡績業者の息子」と称し、ブルジョワジーと伝統的なイギリス憲法体制との結合を強調したのは、一八三五年五月二日のマーチヤント・ホールでの演説で、本書の第九番目に収録されている。なおついでながら、この演説は、彼の国家観をうかがい知るに恰好な演説の一つ、ということができよう。

⑦ 一八四六年六月二十九日、首相辞任に際しての演説。(Speeches, IV, 716)

⑧ アイルランド主任書記 (Chief Secretary for Ireland) の職は、同時に、イギリス下院議員たることを妨げなかった。いや、むしろそれを必要とした。主任書記は、アイルランド総官 (Lord Lieutenant for Ireland) の下にあつて、アイルランド行政の一さいを担当するかわら、イギリス議会開催中は、常駐の総官に代つて、下院でアイル

メント行政を代表したのによらぬ。(Gash, Mr. Secretary Peel, pp. 108-115)

⑥ 例えば、デイビスは、ピールを行政官として把握したわけによらぬ。(H. W. C. Davis, *The Age of Grey and Peel*, 1929 (reprinted in 1964), pp. 287-307)

⑩ 一八一六年(月日は不詳)ピールからスルズマンへ宛てた書簡。(Quoted in Gash, Mr. Secretary Peel, p. 197)

⑪ Parker, Peel, I, 95-6, 208-209, 211.

⑫⑬ 註⑥を参照。

⑭⑮ Memoirs, I, 4.

⑲⑳㉑ Memoirs, I, 6. 回想録のこの箇所へ挙げられよう(三〇三)のマークの詳細な説明は、例えば、一八一七年五月九日の議案演説(Speeches, I, 75-84)を参照。

㉒ 第二節六四ページに引用。

㉓ 拙稿「チャムスレーリの保守主義」(『史料』四七(二))を参照。

㉔ Quoted in Gash, Mr. Secretary Peel, p. 239.

㉘ 後述を参照。

㉙ Memoirs, I, 1.

㉚ Speeches, I, 671.

㉛ Speeches, I, 692.

㉜ Memoirs, I, 365-366.

㉝ H. Cecil, *Conservatism*, 1912, pp. 68 ff.

㉞ Memoirs, I, 364.

㉟ この皮カートの 'Register, register, register' speech を著したピールと保守党とを結びつけたオストロゴフスキの見解は当然修正を要するであろう。(M. Ostrogorski, *Democracy and the Organization of Political Party*, I, 1902, p. 150). この皮カートの Gash, Peel and the Party System (Trans. Roy. H. Soc., 5th Ser., Vol. I, 1951) の完膚なきまでの説明を見よ。

㊱ Ibid.

㊲ Speeches, IV, 580.

(和歌山大学助教授)

the form of great landowners' possession of military power, but in the middle and at the end of Nan-song 南宋 among their subject peasants grew the movement of independence of minor management.

The so-called Prohibition Act of Tian-hu's 佃戶 Escape in this Lu 路 may be considered as an enforcement for reorganizing of the crisis in this preceding feudal system.

## Robert Peel and the Catholic Emancipation

by

Kenji Muraoka

There are two famous episodes in Peel's career about which there always has been, and always will be, acute controversy.

The first is the Catholic emancipation in 1829. Down to that year Peel had been chiefly known as the strongest and ablest opponent of Catholic emancipation. In 1829, however, he himself introduced and carried, with the help of opposition votes, the very measure which he had so long and so consistently opposed. Was he justified in doing this?

The second episode is the repeal of the Corn Laws in 1846. In 1841 he was raised to the premiership as the leader of a party which had gained a majority at the election as being in favour of the protection of agriculture. In 1846, however, he, remaining Prime Minister, carried the repeal of the Corn Laws, again by the support of the Opposition, and against the intention of his party. Was he justified in doing this?

This paper chiefly deals with the first one, the subject of 'Robert Peel and the Catholic Emancipation'. It must be my great pleasure if this trial should be able to make some contribution to the controversial question as to whether Peel was justified in his doing in 1829.

## Origin of Metallic Implements in Korea

by

Tadashi Nishitani

The appearance of metallic implements in Korea was in the culture